



## 第 8 回川経セミナー報告

### 1. セミナー報告

去る 10 月 27 日（火）第 8 回川経セミナー「マイナンバー（個人番号）の収集と管理」が開催されました。

当日は多数の方にご参加いただきましてありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今回は、残念ながらご参加いただけなかった方に、セミナーの内容を報告いたします。

セミナー前半は弊社代表取締役北川が講師となり「マイナンバーと本人確認」というタイトルで講演を行いました。

本人確認のために用意しなければならない書類や、本人確認がスムーズにいくために注意しなければならないことなどを解説しました。

今までは従業員の本人確認をする場合には、通知カードで番号確認をし、運転免許証等で身元確認をすることとされていま



ましたが、**継続して勤務している従業員については運転免許証等の提示を求めなくてもよい（身元確認はする必要はない）**という取扱いになりました。

更に不動産の賃貸料や弁護士報酬の支払先に個人番号等の提供、本人確認を求めるときには、個人番号等の提供をお願いする文書を郵送したり、支払先事務所に行ってくださいする必要があります。

最後に、弊社の就業規則等を例に挙げて、マイナンバー制度との関係や、新入社員が虚偽のマイナンバーを提供してきた場合の対応などを説明しました。

後半は山本税理士による「マイナンバーの収集と管理」です。

年末調整の時に提出してもらおう扶養控除等申告書や保険料控除等申告書の改正点を、サンプルを配布し分かりやすく解説しました。



次に、当事務所の給与計算・年末調整の業務の流れにマイナンバーがどのように入り込むのか、お客様の大事な情報を守るためにどのようなセキュリティ対策を講じているかを詳しく説明し、お客様が取らなければならない安全管理措置について解説しました。

更にマイナンバー収集のための書類、マイナンバー確認のための書類など各種書類の活用の仕方も一つ一つ丁寧に説明しました。

講演の後には、参加されたお客様に必要なマイナンバー対策を、各社個別に担当者から説明する時間を設けました。事務所の考えとお客様の考えをすり合わせ、お客様にとって、負担が少ない、最善の収集・管理方法をご提案させていただきました。



始まったばかりの制度で、何をどうしたらよいかの分からないし、最近では情報漏えいなどをニュースで見て心配だというお客様が多かったのですが、このセミナーでマイナンバーに対する理解が深まり、不安を少しでも解消できたならば嬉しい限りです。

## 2. マイナンバーに関する追加情報

川経通信では過去3回に渡りマイナンバーに関する情報をお知らせしてまいりました。その後、法律の改正により取り扱いが変わった点や、法人に付与される法人番号についての追加情報がセミナーで紹介されたのでご報告いたします。

### ①本人へ交付する源泉徴収票へのマイナンバーの記載は必要なくなりました。

(改正前) 給与などの支払いを受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、**本人等の個人番号を記載して**交付する

(改正後) 給与などの支払いを受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、**本人等の個人番号を記載しないで**交付する

(注) 税務署に提出する源泉徴収票などは**個人番号の記載が必要**です。

記載不要となった理由

個人番号が本人交付用の源泉徴収票に記載されてしまうと、その情報漏えいを防止するための措置を講ずる必要が

生じ、従来よりも負担が増えてしまうことや、交付の際に郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといったことを考慮して個人番号の記載が不要になりました。

### ②法人番号の「通知・公表」スケジュール

東京都23区・茨城県・栃木県  
平成27年10月中旬に発送

埼玉県・千葉県・神奈川県  
平成27年11月4日発送予定

法人番号は広く一般に利用されることを前提としており、すでに10月5日からインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」が開設されており、通知したのから順次公表される予定です。

公表サイトには、商号または名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号の3つの情報が掲載されます。

すでに多くのお客様のもとに法人番号が届いていると思われます。届いた法人番号は、平成28年1月以降税務署へ提出する申告書等に記載(平成28年扶養控除等申告書にも記載)することになりますので保管しておいてください。



### 講師の反省

第8回川経セミナーでは、一方的に単調なお話をして、主旨をお届けできたのかと反省いたしております。

社員を採用されるには身元確認は当然であり、それを合格して入社された方に、マイナンバーを収集する時に再度身元確認は不要で、番号の確認だけをすればよろしいと言いたかったのですが。